

大阪府大阪市鶴見区鶴見 1－6－6－5 1

土門弘治様

神戸市港湾局長 長谷川 憲孝
(公印省略)

撮 影 行 為 許 可 書

令和6年12月20日付けで申請のあった撮影行為について次のとおり許可します。

記

日 時	令和6年12月29日(日) 16時～18時		
場 所	中突堤		
撮 影 内 容	神戸ハーバーランド夜間ドローン空撮プロモーション		
現 場 責 任 者	土門弘治		
当日使用する 器具・人員等	カメラマン	人	
	投光器	1台	
	人 員	2人	
許 可 条 件	裏面のとおり		

暴力団の排除の推進について
暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとります。
また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

撮影行為許可条件

1. 神戸市港湾施設条例及び同条例施行規則その他関係諸法令を遵守すること。
2. 使用前に本市係員に連絡し、その指示に従うこと。
3. 許可を受けた者は、その使用中この許可書を携帯し、係員から提示を求められたときはこれに従うこと。
4. 事故発生の場合は、すみやかに係員に報告し、許可を受けた者が全責任を負うこと。
5. 許可を受けた者は、許可期間、時間及び特記事項を遵守すること。
6. 許可を受けた者は、使用後清掃を行い原状に回復すること。
7. 神戸市港湾施設条例第7条の規定に基づき、この許可を取り消し、又は変更した場合、その処分により生じた一切の損害について本市はその責を負わない。
8. 特記事項
通路を確保し、通行の支障にならないようにすること。